

個体識別 (所有者明示)



第3回目授業 講師 東海林克彦

今回の授業で学習すること

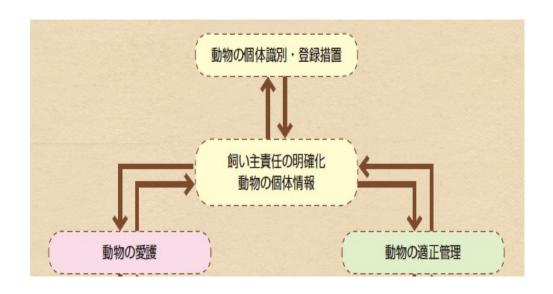
- 1 個体識別の役割
- 2 個体識別の種類
- ■3 マイクロチップのしくみ
- 4 個体識別の法制度

1 個体識別の役割



個体識別の目的と効果の概要

- ■「所有者の特定」による身元の保証
- ■「所有者の特定」による責任の明確化



■ペットの所有者の発見を容易にし、責任の所在の明確化による飼い 主の意識の向上などを通じて、動物の遺棄・逸走の未然防止に寄与



「動物の愛護」に関する主な効果

<飼い主のところへの再来効果>

- ■1) 迷子、逸走動物の所有者等の発見
- ■2) 事故に遭遇した動物の所有者等の発見
- ■3) 災害時の迅速な対応
- ■4) 動物の盗難時の対応(所有者の証明)

<遺棄の未然防止の効果>

■5) 遺棄の防止(心理的抑制効果と罰則適用)

迷子時などにおける,飼い主のところへの再来効果

■迷子・逸走・事故など















遺棄の未然防止の効果

個体識別あり (所有者が分かる) <捨てた場合> 捨てた人が分かる

個体識別なし (所有者が分からない) 〈捨てた場合〉 捨てた人が分からない

抑止効果あり

抑止効果なし

動物の管理に関する主な効果

- <各種の悪影響の防止効果>
- ■1) 迷惑防止(地域との共生)
- ■2) 危害の防止
- ■3) 外来種対策

<個体の確認管理の効果>

- ■4) 動物の健康管理(病歴等の効率的管理)
- ■5) 血統の登録管理
- ■6) トレーサビリティの確保(感染症対策等)
- ■7) 動物輸出入時の個体証明



迷惑防止・外来種対策などの悪影響の防止効果



ペットのアライグマが 野生化して自然繁殖









ペットのヘビが脱走







公園などで迷惑や危害

病歴や血統などに関する個体の確認管理の効果





■親の素性や生まれた場所など が確実に分かるため、遺伝性 疾患などの病歴管理が容易になる 輸出入証明、感染症対策などに関する 個体の確認管理の効果





■「個体」を確実に特定できるため、取り引きの 経路を追跡することが可能。また,「すり替え」 の防止にも役立つこととなる。

学生と先生の問答コーナー①

Q 学生



個体識別には、色々な効果があるんですね。

「遺棄の防止」という役割 があることには、気が付き ませんでした。 A 先生





ミニテスト①

問 個体識別の目的や効果として、適切なものの

みを挙げているのは、どれでしょうか?

- ①虐待の防止、遺棄の防止
- ② 迷子の防止、トレーサビリティの確保
- ③ 繁殖の抑制、盗難の防止

解答の基礎

■正解は、「②迷子の防止、トレーサビリティの確保」です。

■個体識別によって、ペットの身元が保証されるとともに、飼い主の責任の所在が明確化されることにより、ペットが迷子になったりすることを防止したり、ペットを捨てたり、盗まれたりすることを防止することに役立つことになります。

2 個体識別の種類

個体識別の主な方法

- ■首輪
- ■名札
- ■鑑札(狂犬病予防法)
- ■マイクロチップ
- ■入れ墨 (タトゥー)
- ■足環
- ■耳標(牛)

首輪



○長所

- 手に入れやすい
- 簡単に取りつけられる
- 動物への負担が少ない
- · 比較的安価
- ・首輪そのものに表示できる情報量が多い
- ぱっと見て「首輪をしている (飼い主がいる)」とすぐわかる

最も身近な個体識別方法のひとつ。革製、布製、金属製などがあるが、首輪自体 に情報を記載するなら革製が一般的。多くの哺乳類に使える。費用は1,000円 前後~数千円。

- 外れて落としたり破損する可能性がある
- ・時間がたつと摩耗して情報が 消えるおそれがある
- 偽物につけかえることができる
- 動物の体に触れないと情報を 確認しにくい
- 狭い場所を通る習性のある動物だと、ものに引っ掛けることがある



名札



ファッション性の高いものも増えてきた。首輪に取りつけるものであって、名札単独では装着できない。費用は数百円~千数百円。

○長所

- 簡単に取りつけられる
- 動物への負担が少ない
- · 比較的安価
- 表示できる識別情報量が比較 的多い
- 名札をつけていることが見て わかる

- 外れて落とす可能性がある
- 記載方法によっては、時間が たつと摩耗して情報が消える おそれがある
- 偽物につけかえることができる
- 動物の体に触れないと情報を 確認しにくい
- 名札単独ではつけられない
- ・個人情報を記載するリスクがある



鑑札



犬を飼い始め、市区町村に登録をすると鑑札が発行される。これをつけるのは義務となっている。最近では地域の特徴を活かしたかわいらしい鑑札もある。費用は3,000円程度(登録手数料)。

○長前

- ・飼い主としての責任を果たしていることを示せる
- 登録番号が記載されているので、迷子札代わりにもなる
- 取りつけは簡単で、犬への負担は少ない

- 外れて落とす可能性がある
- 動物の体に触れないと情報を 確認しにくい
- ・鑑札単独ではつけられない
- ・犬以外には使うことができない







マイクロチップ

717019

○長所

- ・哺乳類、鳥類、爬虫類に限らず の ず魚類などにも装着可能
- ずれたり破損することはほと んどない
- 偽物につけかえることはほぼ 不可能
- ・埋め込みは獣医師が行うが、 技術的には容易
- 動物の体に触れなくても情報 を読み取ることができる
- ・動物への負担は比較的少ない

△短所

- ・痛みなどへの不安から、飼い 主の理解が得にくい
- ·比較的高価
- ・装着していることが外部から わからない
- ・専用リーダーがないと読み取ることができない
- IC チップ自体に格納できる情報量は少ない(15 桁の数字)

世界的に主流となっている、IC チップが入ったマイクロチップを体内に埋め込む識別方法。国内でも普及が進んでいる。費用は数千円~1万円程度(詳細は14ページ以降を参照)。



写真提供:環境省対馬野生生物保護センター

入れ墨

入れ墨が

マイクロチップ以前に世界的に広がっていた個体識別方法。哺乳類に限られる。純血種の犬や猫、ウサギで行われ、耳の内側に入れるのが一般的。費用は数千円。

○長前

- 消えることはほとんどない
- ・人の入れ墨と違ってスタンプ 式で、技術的には容易
- ・一度入れると、比較的永続性 がある

△短所

- ・偽の識別番号を入れることが 可能
- ・施術者が少ない
- ・飼い主の理解が得にくい
- 動物に負担がかかる
- ・表示できる情報量は少なく、 記号数文字に限られる



海外では、入れ墨による 個体識別をしている猫も 多い

(写真提供:藤田りか子)

足環

足。

一般に鳥の個体識別に用いられる。 記号が記されたアルミニウムなど の軽い金属板を足に巻く。渡り鳥の 標識調査などにも用いられる。ベッ ト用のブラスチック製足環もある。 費用は数百円。

O ₹ Ph

- 鳥の大きさを問わず使用できる
- 外れる可能性は少ない
- 装着は技術的に難しくはない
- 鳥への負担は少ない
- 比較的安価



△₩前

- 偽物につけかえることが可能
- 動物の体に触れないと情報を確認 しにくい
- 表示できる情報量は少なく、記号 数文字に限られる
- 成長によって足に合わなくなることがある
- 外そうとしても簡単に外れない

耳標

耳(精票)

牛の個体識別によく用いられるもので、番号やIC タグのついた耳標を耳に装着する。費用は数百円(ただし、牛トレーサビリティ制度の耳標は、補助事業により無料で配布されている)。



写真提供:(独)家畜改良センター

○長前

- ・中型~大型動物に適している
- 装着は技術的には難しくない
- · 比較的安価
- IC タグがついているものは、 動物が通り抜けるだけで読み 取れるゲート型の読み取り機 で管理できる

- 外れで落としたり破損する可能性がある
- 動物への負担は多少ある
- 表示できる情報量は少なく、 記号数文字に限られる

そのほかの個体識別

- ■写真
- ■DNA 鑑定



■鼻のび紋(牛など)





● 学生と先生の問答コーナー②

Q学生



個体識別には、色々な種類 があるんですね。ペットの 犬や猫には、どれが一番良 い方法なんですか?

A 先生

マイクロチップが一番妥当 な方法であるとされていま すね。

しかし、小鳥には、足環が 良いなど、動物の種類や目 的によって、妥当な手法が 違うことに注意しなければ なりませんよ。

ミニテスト2

問「動物」と「個体識別の種類(一般的に使用)」

との組み合わせで、適切なものはどれでしょうか?

- ① 産業動物の牛 → 入れ墨
- ②ペットの猫 → 鑑札
- ③ 小鳥 → 足環



解答の基礎

- ■正解は、「③小鳥 → 足環」です。
- ■牛には耳標。猫には首輪やマイクロチップ。小鳥には足環、が一般的に使用されています。

ミニテスト③

問 「個体識別の種類」の説明で、適切なものはどれ でしょうか?

- ① マイクロチップの方が、入れ墨より、安価である
- ②名札は、足環よりも、外れやすい
- ③ 鑑札のデザインは、狂犬病予防法に基づき、 1 種類

に限定されている

解答の基礎

- ■正解は、「②名札は、足環よりも、外れやすい」です。
- ■色々な個体識別の種類がありますが、それぞれ にメリットやデメリットがありますので、しっ かりと学習をしておきましょう。

3 マイクロチップのしくみ

マイクロチップとは何か

- ■IC タグの一種(小さな電子機器)
- ■世界中で普及
- ■動物の皮下に埋め込んで使用
- ■IC チップに記録されている番号を読み取り
- ■読み取りには、専用のリーダーが必要

マイクロチップの構造

- ■直径 1 ~ 2 mm 、長さ約 8 mm または 12mm
- ■IC (集積回路)、コンデンサ(電気を蓄える)、電極コイル(アンテナ)から構成される
- ■生体適合ガラスやポリマーで覆われている



マイクロチップの原理① 入っている情報データ

■世界で唯一の番号(一意性のある 15 桁の番号)が入っている



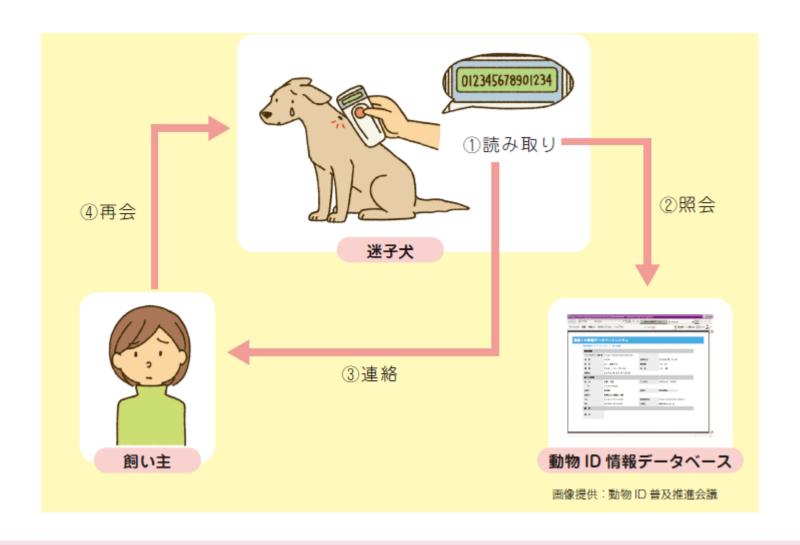
■この番号と、飼い主の住所や氏名などが記録されたデータベースと照合することにより、利用するものである。

マイクロチップの原理② 情報データの読み取り

■「番号」と「読み取りの通信方式」も規格化 (国際標準化機構の ISO 規格)



マイクロチップの原理③ 身元の照会



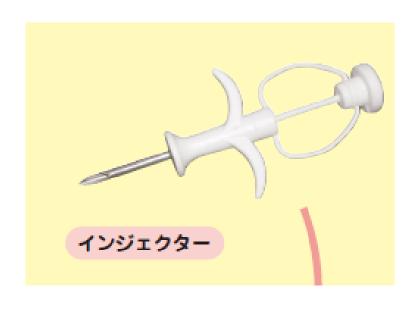
マイクロチップの装着と費用

マイクロチップにかかる費用

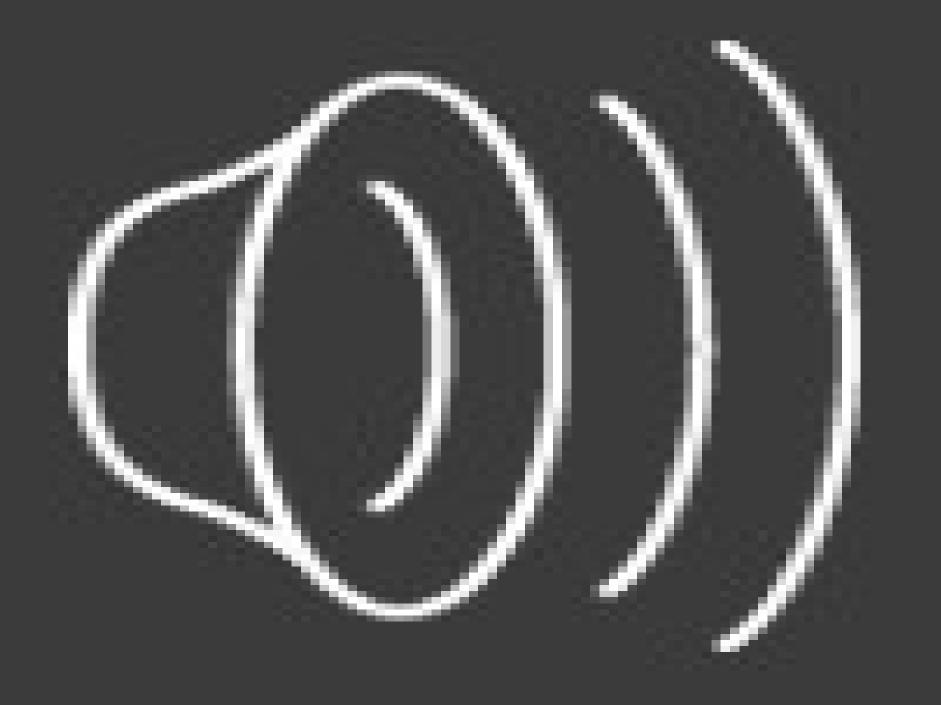
●マイクロチップ本体の購入:千数百円

●装着の施術費用:数千円

●登録料:1,000 円(2019年8月現在)







マイクロチップの情報データの登録機関 AIPO

「動物 ID 情報データベース」への登録

動物病院

①マイクロチップ 装着依頼

飼い主(所有者)が 動物病院に依頼し、 獣医師がマイクロチップ を装着する

②マイクロチップ装着登録用紙 動物病院から、所定の登録用紙を 受け取る

飼い主が、データ登録の申込と 登録事務手数料の振込を行う

③データ登録申請

飼い主

■データベースの登録情報

- 個体識別番号
- 装着の年月日
- 登録の年月日
- 動物の種類・品種・性別・生年月日・毛色
- ▶不妊去勢手術の有無
- | 飼い主の氏名・住所・連絡先
- 装着と登録を行った獣医師及び動物病院の情報

動物 ID 情報データベース

④登録終了通知

「データ登録完了通知書」が届くと登録完了



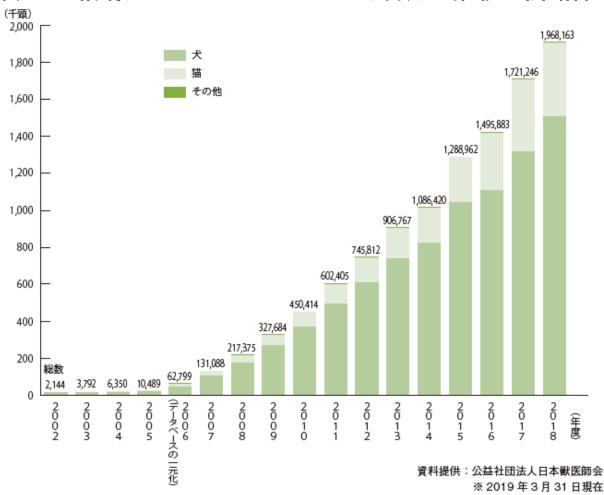
マイクロチップが役に立った事例

- ■庭につないでいた犬が、リードが擦り切れて脱走
- ■家族総出で探したが、見つからなかった・・・。



マイクロチップの普及率

■動物 ID 情報データベースへの登録数の推移(累計)





各種分野におけるマイクロチップの導入例

- ■ペット保険のマイクロチップ割引
- ■ペット共生マンションの管理規約

<UR都市機構「ペット飼育規則」>

犬の飼育に当たっては、狂犬病予防法(昭和 25 年 法律第247号)第4条第2項に基づく登録を受け、同条第3項に基づき鑑札を着けていること、かつ、自己の所有であることを明らかにするため犬にマイクロチップを注入するよう努めること。猫の飼育に当たっては、自己の所有であることを明らかにするため、猫にマイクロチップを注入すること。

マイクロチップによる個体識別の課題



学生と先生の問答コーナー③

Q学生



マイクロチップは、電波を 出して、ペットの居どころ を教えてくれるんだと思っ ていました。

そういう機能は、なかったんですね。

A 先生



そのとおりです。 GPS のような位置情報の検索機能はありません。

例えば、クレジットカード などに付いている IC などの ようなもの、と思えばよい かもしれないですね。

学生と先生の問答コーナー④

Q学生



子犬や子猫にも 装着できるんで すか?

A 先生



個体差や健康状態にもよりますが、一般的には、子犬は生後2週以降、子猫は生後4週以降から装着できます。

学生と先生の問答コーナー⑤

Q学生



診察への影響は ないんですか?

A 先生



マイクロチップがX線照射の 影響を受けることはなく、X 線検査やCT検査の画像にも 問題はありません。ただイン 門題はあの診断では、マイどに ロチップの周囲5cm ほどに 画像の乱れなどが現れること もあります。

ミニテスト④

問 マイクロチップのしくみの説明で、適切なものは どれでしょうか?

- ① 生体に適合するガラスやポリマーで覆われている
- ② バッテリーを搭載した GPS 装置である
- ③ 特殊な接着剤で、耳の裏に取り付けが可能である

解答の基礎

- ■正解は、「①生体に適合するガラスやポリマーで覆われている」です。
- ■IC カードのようなものですので、バッテリーを搭載した GPS 装置とは異なります。また、皮膚の下に、注射器のようなもので、埋め込むことにより装着します。

ミニテスト⑤

問 マイクロチップのしくみの説明で、適切なものは どれでしょうか?

- ①飼い主の住所や氏名が入っている
- ② 現在の普及率は、犬については 60 %を越えている
- ③ データベース管理は、日本獣医師会が実施している



解答の基礎

- ■正解は、「③データベース管理は、日本獣医師会が実施している」です。
- ■マイクロチップ自体には、15桁の数字が、 入っているだけです。この数字をもとに、飼い 主の住所や氏名などが入っているデータベース が整備されており、これと照合することで、飼 い主などが分かるしくみになっています。世界 中で、広く普及し、使用されているマイクロ チップですが、現在の普及率は、犬では約25. 7%、猫では約10.8%とまだ低いのが実情で



4 個体識別の法制度



法令で規定されている個体識別

- ■動物愛護管理法
- ■狂犬病予防法
- ■鳥獣保護法
- ■外来生物法
- ■牛トレーサビリティ法
- ■種の保存法
- ■地方条例

動物愛護管理法 (動物の愛護及び管理に関する法律)

- ■①個体識別措置の経緯
- ■② 所有者明示の措置(環境省告示)の概要
- ■③ 令和元年 6 月法改正のマイクロチップの 義務化の概要

①動物愛護管理法における個体識別措置の経緯

- ■昭和 48 年 <動物保護管理法の制定>
- ■平成 11 年の法改正 個体識別が所有者等の努力義務として規定 特定動物にマイクロチップ等の装着を義務化
- ■平成 17 年の法改正 所有者明示の具体的内容を環境省告示で定め る措置の導入
- ■令和元年の法改正 犬猫の一部にマイクロチップ装着等の義務化



② 所有者明示の措置(環境省告示)

<動物愛護管理法の第7条第6項>

動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有 に係るものであることを明らかにするための措置 として環境大臣が定めるものを講ずるように努め なければならない。



〈環境省告示〉

「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置」

- 第1 所有明示の意義及び役割
- 第2定義
- 第3 適用対象動物
- 第4識別器具等の装着又は施術の方法
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 動物の区分ごとの識別器具等の種類
- 第5 動物の健康及び安全の保持
- 第6 識別器具等及び所有情報の点検等
- 第7 関係行政機関等の責務
- 第8 犬猫等販売業者等の責務

第1所有明示の意義及び役割

|動物の所有者が、その所有する動物が自己 の所有に係るものであることを明らかにす るための措置を講ずることは、動物の盗難 及び迷子の防止に資するとともに、迷子に なった動物や非常災害時に逸走した動物の 所有者の発見を容易にし、責任の所在の明 確化による所有者の意識の向上等を通じ て、動物の遺棄及び逸走の未然の防止に寄 与するものである

第4識別器具等の装着又は施術の方法①

第4 識別器具等の装着又は施術の方法

飼養及び保管の開始後、速やかに識別器具等の装着又は施術を実施し、非常災害時等における動物の予期せぬ逸走等に備え、常時動物に装着するように努めること。ただし、幼齢な個体又は識別器具等の装着若しくは施術に耐えられる体力を有しない老齢の動物である、疾病にかかった動物である等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。また、発育段階に応じ、識別措置等をより適切と考えられる種類に転換し、又は複数の種類の識別器具等を併用することを、必要に応じて行うこと。

識別器具等の種類は次に掲げるものとする。

(1) 基本的な考え方

次の要件を満たすものの中から、動物の特性、飼養及び保管の目的等に応じて、適切と考えられる種類の識別器具等を選択すること。

- イ動物によって外されにくいものであること。
- ロ 老朽化等により、容易に脱落し、又は消失するおそれの少ないものであ ること。
- ハ 動物の所有者の特定が直接的又は間接的にできるように、所有者の氏名及び電 話番号等の連絡先の情報が付されているものであること。また、その特定が、迅 速に、かつ低廉な費用で行うことが可能なものであること。
- ニ 記号により所有明示が行われている場合にあっては、その記号は、統一的であり、かつ一意性が確保されたものであること。また、関係行政機関等からの照会

第4 識別器具等の装着又は施術の方法②

に対して、的確に所有者に係る情報(以下「所有情報」という。)を連絡できる体制が、公的な性格を有する団体等によって全国規模で整備されているものであること。

(2) 動物の区分ごとの識別器具等の種類

装着し、又は施術する識別器具等は、動物の区分により、次に掲げるところにより選択すること。

イ 家庭動物等及び展示動物

所有者の氏名及び電話番号等の連絡先を記した首輪、名札等又は所有情報を特定できる記号が付されたマイクロチップ、入れ墨、脚環等によること。なお、首輪、名札等経時的変化等により脱落し、又は消失するおそれの高い識別器具等を装着し、又は施術する場合にあっては、可能な限り、マイクロチップ、脚環等の非常災害時においても脱落のおそれが低く、より耐久性の高い識別器具等を併用して装着すること。

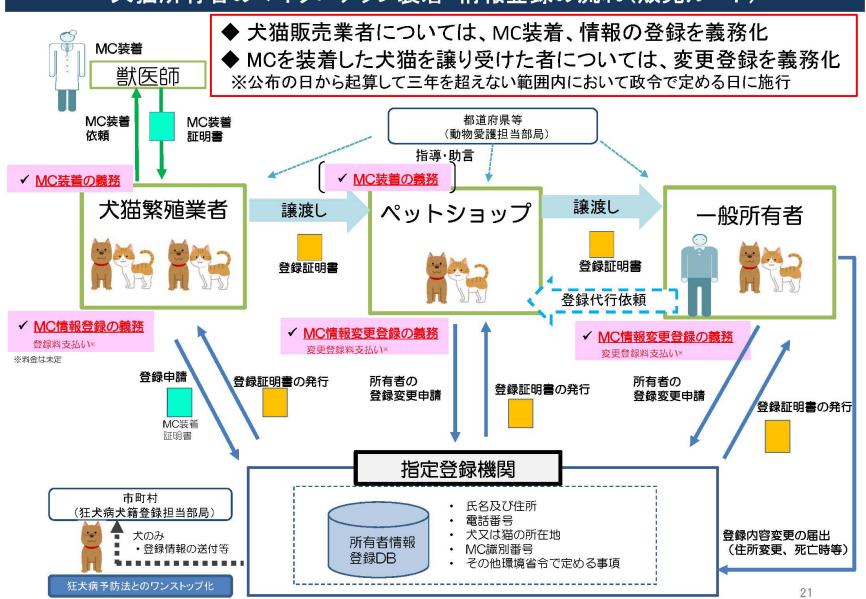
口 特定動物

人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれが高いことから、厳格な個体の管理が必要である特定動物については、原則としてマイクロチップ(鳥綱に属する動物にあってはマイクロチップ又は脚環)を装着することとし、その細目は特定動物の飼養又は保管の方法の細目(平成18年1月環境省告示第22号)に規定するところによること。ただし、マイクロチップを装着することが困難である場合にあっては、所有者の氏名及び電話番号等の連絡先を記した首輪、名札等又は所有情報を特定できる記号が付された入れ墨、脚環等によること。

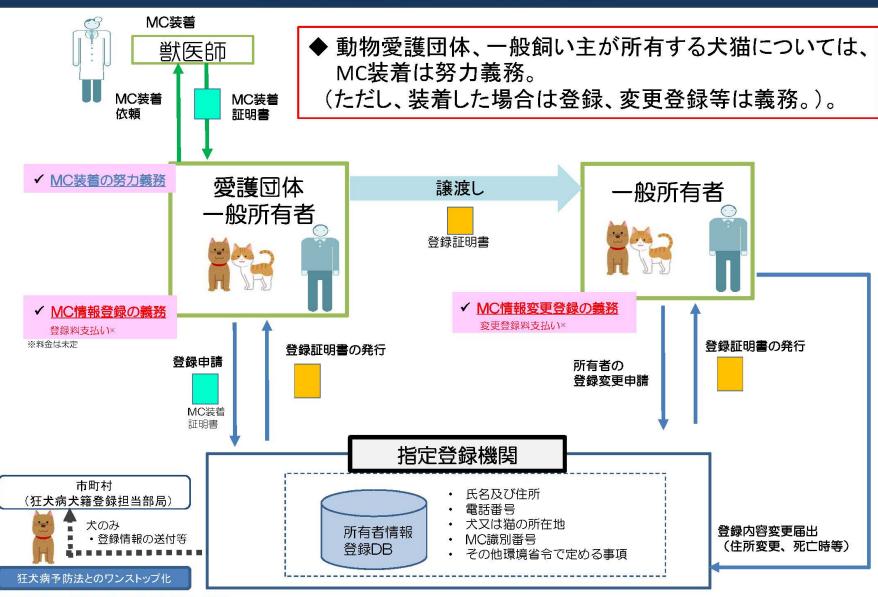
③ 令和元年 6 月法改正のマイクロチップの義務化

- ① 犬猫等販売業者は、装着、情報登録が義務
- ② なお、一般の飼い主などは、装着は努力規定
- ③ (一般の飼い主であっても) ただし、装着した 犬猫の情報登録は義務
- ④ 狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例 (ワンストップサービス化)
 - ・MC装着に伴う犬の情報登録時には、市町村長に通知
 - ・装着されたMCは、狂犬病予防法上の鑑札とみなす
- ⑤ 環境大臣は、指定登録機関を指定

犬猫所有者のマイクロチップ装着・情報登録の流れ(販売ルート)



【努力義務】販売ルート以外の譲渡



狂犬病予防法

<「登録」と「鑑札を付けること」が義務>

- ■狂犬病予防の観点から、犬を飼いはじめたら市区町村に登録し、 鑑札をつけること
 - ・取得した日から30日以内 (生後90日以内の場合は、 生後91日から起算)

鑑札 各市町村に登録を付される標識。 登録番号によってかるようにすがわかっています

注射 清票 大病の受けたと 射の受動を 動ににない がいればない はいればない はいない は

■登録は一生に一度。鑑札が損傷した場合は再交付

鳥獸保護法

■鳥獣の飼養登録制度 野生鳥獣をペットとして飼育する場合には、 1羽(頭)ごとの飼養登録が必要

鳥獣の輸出入制度

鳥獣の違法な捕獲を防止する ために、鳥獣の輸出入に関す る規制措置が設けられている



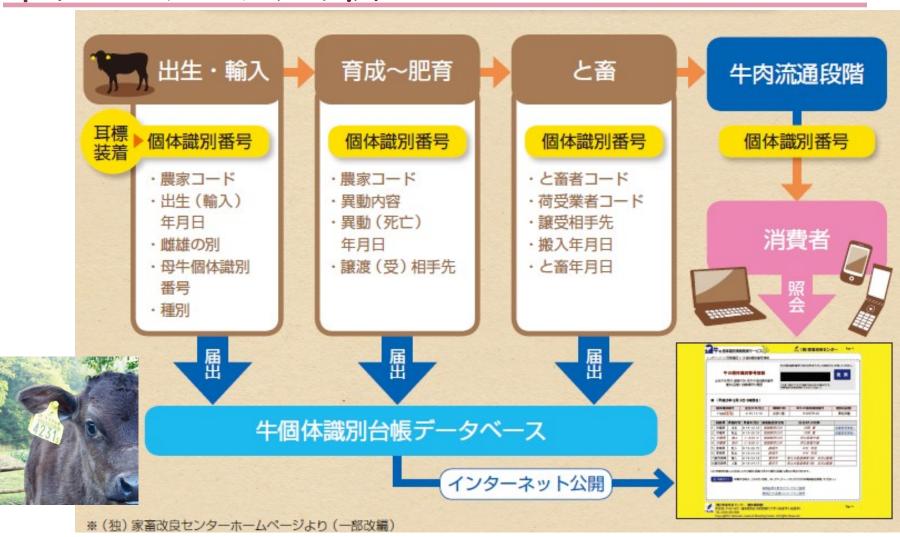
例:メジロの輸入 →足環の装着が義務

外来生物法

■特定外来生物の飼養は、原則禁止

■ただし、学術研究目的での飼養は例外的に許可 される場合があるが、マイクロチップ等による 個体識別が必要

牛トレーサビリティ法



種の保存法

以下の生きた国際希少野生動植物種の登録及び更新に は、個体識別措置が義務付けられます。

対象種	個体識別措置
哺乳綱のうち、水生生物以外	マイクロチップ
鳥綱全種	マイクロチップ又は脚環
爬虫綱のうち、最大体長が 一定の大きさ以上のもの	マイクロチップ
オオサンショウウオ属全種	マイクロチップ



地方条例① 主な条例の一覧

■小笠原村飼いネコ適正飼養条例(東京都) H11

- ■国頭村ネコの愛護及び管理に関する条例 H16 (沖縄県)
- ■竹富町ねこ飼養条例(沖縄県) H20
- ■奄美市飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例 H23 (鹿児島県)
- ■天売島ネコ飼養条例(北海道) H24

地方条例② 規制の例(平成23年・鹿児島県)

奄美市飼い猫の適正な飼養 及び管理に関する条例



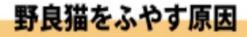
■目的

飼い猫の野生化や放し飼いによるアマミノクロウサギ、そのほかの野生生物への被害を防止。 これにより、地域生活環境の向上、自然環境・ 生態系の保全を図ること

■猫の登録とマイクロチップの装着を義務化

奄美大島 野良猫が増える原因







飼い猫を 捨てる



野良猫 へのエサやり



野良猫が ふえる





生活環境・事故の問題

ふん・尿の 被害がふえる 事故にあう ねこがふえる



自然生態系の問題

山に入り ノネコになる

希少動物が 捕食される

学生と先生の問答コーナー⑥

Q学生



個体識別は、ペットだけで なく、外来生物や希少種の 保護のためにも、重要なこ となんですね。

A 先生

そのとおりです。個体識別 がされていことか、とかいことが 密猟した小鳥なのか、小鳥な トションを トンのかも 区別がつかない う問題も、 したり したり したり したり したり と

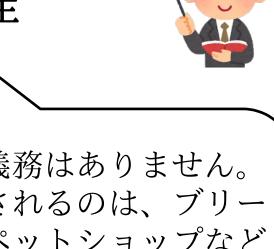
学生と先生の問答コーナー⑦

Q学生



法改正で、マイクロチップ が義務化されると、今、私 が飼っている猫にも、名黒 チップを装着しなければな らないんですか?

A 先生



装着の義務はありません。 義務化されるのは、ブリー ダーやペットショップなど です。

※ 第 1 種動物取扱業者のうち

の犬猫等販売業者

ミニテスト⑥

問 動物愛護管理法の個体識別についての説明で、適 切なものはどれですか?

- ① 特定動物には、個体識別が義務化されている
- ② 令和元年 6 月の法改正で、一般の飼い主の犬や猫に

も、マイクロチップ装着が義務化された

③ 個体識別の義務化の目的は、犬や猫から野生動物を

守るためである

解答の基礎

- ■正解は、「①特定動物には、個体識別が義務化 されている」です。
- ■ワニやサル等の特定動物(危険な動物)は、逃げ出したりすると、人の生命・身体等に被害が発生したりするおそれがあります。しかし、以前は、特定動物の遺棄や逸走などが、全国各地で発生していました。このため、責任の所在を明らかにすることにより、その管理の徹底を図るため、平成17年の法改正により個体識別措置が許可の条件として、義務化されました。

愛玩動物飼養管理士課題報告問題

「動物の愛護及び管理に関する法律」の「所有の明示措置」に関する次の①~⑤の記述のうち、正しいものを1つ選び、解答用紙の解答欄にマークしてください。

- ■① 産業動物(畜産動物)の場合と異なり、ペットについては、 「所有の明示措置を推進すること」と「トレーサビリティの確保 を通じたペットの流通の適正化を図ること」とは、無関係である と考えられている。
- ■② 「動物の愛護及び管理に関する法律」や「狂犬病予防法」では、所有の明示を義務づける措置が一部に設けられている。
- ■③ 所有の明示の手段として、入れ墨(タトゥー)や脚環は推奨 されていない。
- ■④ マイクロチップとは、体に影響を与えない生体適合の合金で 覆われた円筒形の GPS 装置である。
- ■⑤ マイクロチップの IC チップには、15 桁の数字からなる識別番号のほかに、飼い主の氏名・住所・連絡先や動物の種類・生年月日などが登録されている。

解答の基礎

- ■① 盗難や迷子の防止だけでなく、責任の所在の明確化による動物の遺棄や逸走の未然防止、トレーサビリティの確保を通じたペットの流通の適正化などにも役立つものであると考えられている。
- ■② 正答。「動物の愛護及び管理に関する法律」の特定動物(危険な動物)の飼養許可にあたってはマイクロチップなどによる個体識別が、狂犬病予防法の犬の登録にあたっては鑑札の装着が義務づけられている。
- ■③ 入れ墨(タトゥー)、鳥類への脚環の装着も有効な方法として推奨されている。
- ■④ 生体適合のガラスやポリマーで覆われた円筒形の電子標識器具である。なお、ペットの位置を知らせる GPS 機能はない。
- ■⑤ マイクロチップは装着しただけでは意味がなく、別途に、飼い主の 氏名・住所・連絡先や動物の種類・生年月日などを公益社団法人日本獣 医師会が管理している「動物 ID 情報データベース」などに登録する必 要がある。

お疲れさまでした。